相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市御井町二一六二番地四、最後の住所福岡県久留米市野中町四五五番地三ロックヒル野中一〇一号

被相続人　亡　丸山　晃司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

福岡県久留米市日吉町二三―三メディア七ビル六階かばしま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　角倉　潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市北野町高良一八〇七番地四六、最後の住所福岡県久留米市北野町高良一八〇七番地四六　被相続人　亡　伊藤　茂男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

福岡県久留米市日吉町二三―三メディア七ビル六階かばしま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　角倉　潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上天草市大矢野町登立二〇五番地、最後の住所熊本県上益城郡益城町大字安永七五六番地　被相続人　亡　兵藤　好朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

熊本県上天草市大矢野町登立六七番地八

相続財産管理人　山崎　久雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県三好郡東みよし町東山字男山三四三番地、最後の住所宮崎市大字郡司分甲三一四番地　被相続人　亡　柳　重義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

宮崎県都城市上長飯町一七号五番地四

相続財産管理人　大野　教行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島市喜入町九八七一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　濱崎　征雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

事務所鹿児島市小川町一三番一二号　レインメーカービル弁護士法人アーバンリバティス法律税務事務所

相続財産管理人　弁護士　辰田佑一郎

公示送達

松戸市関台土地区画整理組合事業における賦課金額決定通知書及び賦課金納付通知書について、送付を受けるべき者が受領を拒み、もしくは、送付すべき場所を確知する事ができないので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第一項の規定により書類の送付に代えて通知の内容を次のとおりに公告します。

一、賦課金額決定通知書

あなたの所有地について、松戸市関台土地区画整理組合賦課金徴収規程第七条の規定により左記のとおり賦課金額を決定しましたので通知します。

記

①氏名　時田　昇臣

住所　埼玉県鶴ヶ島市大字脚折八五番地三

賦課金額　金六〇二、一五七円

②氏名　松井　隆

住所　千葉県松戸市紙敷一丁目一六番地の一ダイアパレス松戸南さくら通り六〇三号

賦課金額　金二三九、三二五円

以　上

二、賦課金納付通知書

あなたの賦課金について、左記のとおり納付されるよう松戸市関台土地区画整理組合賦課金徴収規程第十一条第一項の規程により、通知します。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所並びに納付金額

①氏名　池田　淳

住所　千葉県松戸市紙敷一丁目一六番地の一ダイアパレス松戸南さくら通り四〇四号

納付金額　金二七二、〇三六円

②氏名　近田　勉

住所　千葉県松戸市紙敷一丁目一六番地の一ダイアパレス松戸南さくら通り五〇三号

納付金額　金二三九、三二五円

③氏名　時田　昇臣

住所　埼玉県鶴ヶ島市脚折八五番地三

納付金額　金六〇二、一五七円

④氏名　松井　隆

住所　千葉県松戸市紙敷一丁目一六番地の一ダイアパレス松戸南さくら通り六〇三号

納付金額　金二三九、三二五円

納付期限

平成二十三年八月三十一日

納付先金融機関

とうかつ中央農業協同組合

本店　普通口座　〇〇〇六四八

松戸市関台土地区画整理組合

理事長　本間　克

以　上

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年7月27日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①中和興産株式会社　②神奈川県知事(5)19570　③代表取締役　石井中和　④神奈川県相模原市中央区淵野辺本町１―36―32　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県相模原市中央区淵野辺本町１―36―32　中和興産株式会社　代表取締役　石井中和

①北河内農業協同組合　②大阪府知事(2)49215　③代表理事組合長　向井清幸　④主たる事務所　大阪府枚方市大垣内町２丁目１番11号、廃止した従たる事務所　大阪府守口市佐太中町１丁目６番１号　⑤500万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府枚方市大垣内町２丁目１番11号　北河内農業協同組合　代表理事組合長　向井清幸

教示

一　この通知に不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

二　この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市関台土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、右記一の審査請求をした場合は、当審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

通知書の原本について

賦課金額決定通知書及び賦課金納付通知書の原本につきましては、組合事務所に備え置き、その写しを組合掲示場（千葉県松戸市紙敷一丁目三四番地の１）に掲示してあります。

平成二十三年七月二十七日

千葉県松戸市紙敷一丁目三四番地の一

松戸市関台土地区画整理組合

理事長　本間　克